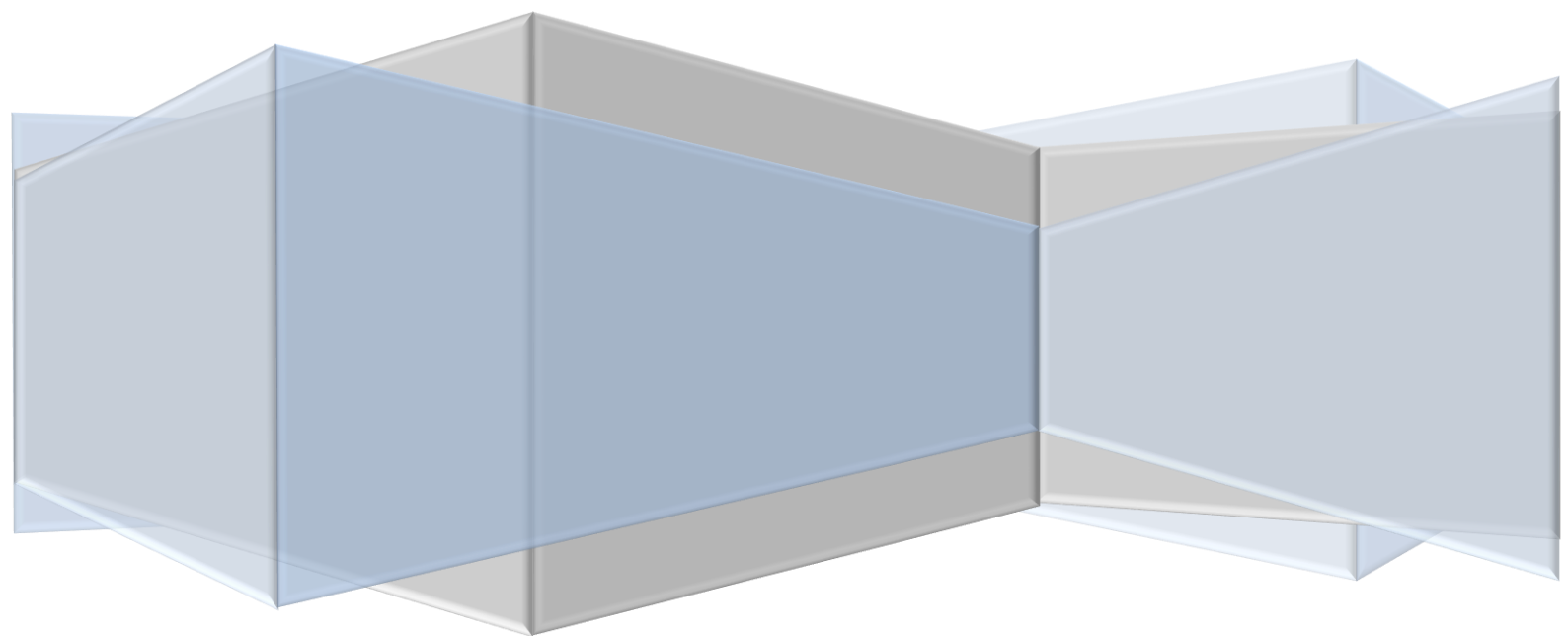


倫理委員会 規約

公益社団法人 茨城県作業療法士会

2014 年度版



公益社団法人 茨城県作業療法士会

倫理綱領

1. 作業療法士は、人々の保健・医療・福祉のために、自己の知識と良心を提供する。
2. 作業療法士は、専門職として、知識の修得と技術の向上にたゆまぬ努力と研鑽を積み、つねに最高の水準を保つ。
3. 作業療法士は、個人の人権を最大限尊重し、国籍、文化、思想、信条、社会的地位等にかかわらず、良心をもって平等に接する。
4. 作業療法士は、業務にあたり知り得た個人情報の秘密を守る。
5. 作業療法士は、業務の透明性を確保するため、必要な報告と記録の義務を守る。
6. 作業療法士は、他の関連職種を尊敬、理解のもとに、良き協力関係を築き、信頼を維持する。
7. 作業療法士は、後輩の育成と教育水準を高めることに努力する。
8. 作業療法士は、企業の営利目的に関与しない。
9. 作業療法士は、不当な報酬を要求したり、收受したりしない。
10. 作業療法士は、法と関連法規を理解し、人道にそむく行為をしない。

附 則

1. この綱領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

公益社団法人 茨城県作業療法士会

作業療法士の職業倫理指針

第1項 自己を研鑽する

1. 作業療法士として資質の向上を図る
2. 継続的な学習を行う
3. 知識・技術・実践水準の維持・向上に努める
4. 専門領域技術の向上・発展

第2項 業務上の最善努力義務

1. 対象者利益の為に最善を尽くし努力を惜しまない
2. 業務遂行上、最善を尽くし努力を惜しまない

第3項 誠実な対応

1. 最良のサービスを保証する
2. 健康維持・増進のための知識と良心を兼ね備える
3. 対象者の要求と業務の結果に基づいて、治療・援助・支援を終了する
4. 不正な統計と宣伝の公表はしない

第4項 人権尊重・差別の禁止

1. 個人の人格・人権を尊重し、あらゆることに対し差別を禁じる
2. セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを防止する
 - (1) 対象者に対するセクシャルハラスメント
 - (2) 教育の場でのセクシャルハラスメント・パワーハラスメント
 - (3) 同僚等に対するセクシャルハラスメント・パワーハラスメント

第5項 専門職上の責任

1. 専門的業務、その及ぼす結果への責任
2. 対象者の人権擁護の責任
3. 個人としての決定・行動への責任

第6項 実践能力の維持・向上

1. 専門職としての知識・技術の保持・向上
2. 継続的な学習と研修

第7項 安全性への配慮・事故防止

1. 業務上起こりうるリスクマネジメント
2. インシデント・アクシデントの報告および分析
3. 事故防止への万全の配慮、マニュアル作成
 - (1) 事故防止の施設内体制の整備
 - (2) 事故防止対策委員会の設置、所掌事務
 - (3) ヒヤリ・ハット事例の報告体制
 - (4) 事故発生時の対応
 - (5) その他、事故防止に対する対応
4. インシデント・アクシデントに対する対象者・家族への対応

第8項 守秘義務

1. 業務上知り得た個人情報の秘密を守る
2. 対象者の秘密保護の責任
3. 個人の情報漏洩の防止

第9項 記録の整備・保管

1. 業務遂行の経過報告義務
2. 業務上の記録義務
3. 記録の保管義務

第10項 職種間の理解と協調

1. 他の関連職種を尊敬、理解のもとに協力
2. 他の専門職の権利・技術の尊重と連携
3. 関連職種との信頼のある連携

第11項 教育（後輩の育成）

1. 臨床教育へ協力や教育活動による後輩の育成
2. 柔軟な教育活動の実施
3. 教育水準を高める為の環境整備

第12項 報酬

1. 不当報酬の要求、收受に関与しない
2. 対象者からの礼金等の收受を自粛する
3. 利害関係者からの贈与・接待を受けない
4. 名義貸し等の法に反する不当報酬收受の禁止
5. 勤務先における不当報酬要求の防止

第13項 研究倫理

1. 被験者に対する配慮等の研究方法
2. 著作権に対する配慮

第14項 インフォームド・コンセント

1. 業務開始に先駆けてのインフォームド・コンセント
2. 臨床研究に際してのインフォームド・コンセント
 - (1) 被験者からのインフォームド・コンセントを受ける手順
 - (2) 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける手順

第15項 法の遵守

1. 一個人としての法の遵守
2. 作業療法士としての法の遵守
 - (1) 対象者の秘密を守る
 - (2) 個人情報への漏洩防止
 - (3) 免許取り消し・名称使用停止
 - (4) 報酬等の不正請求・収受に関与しない

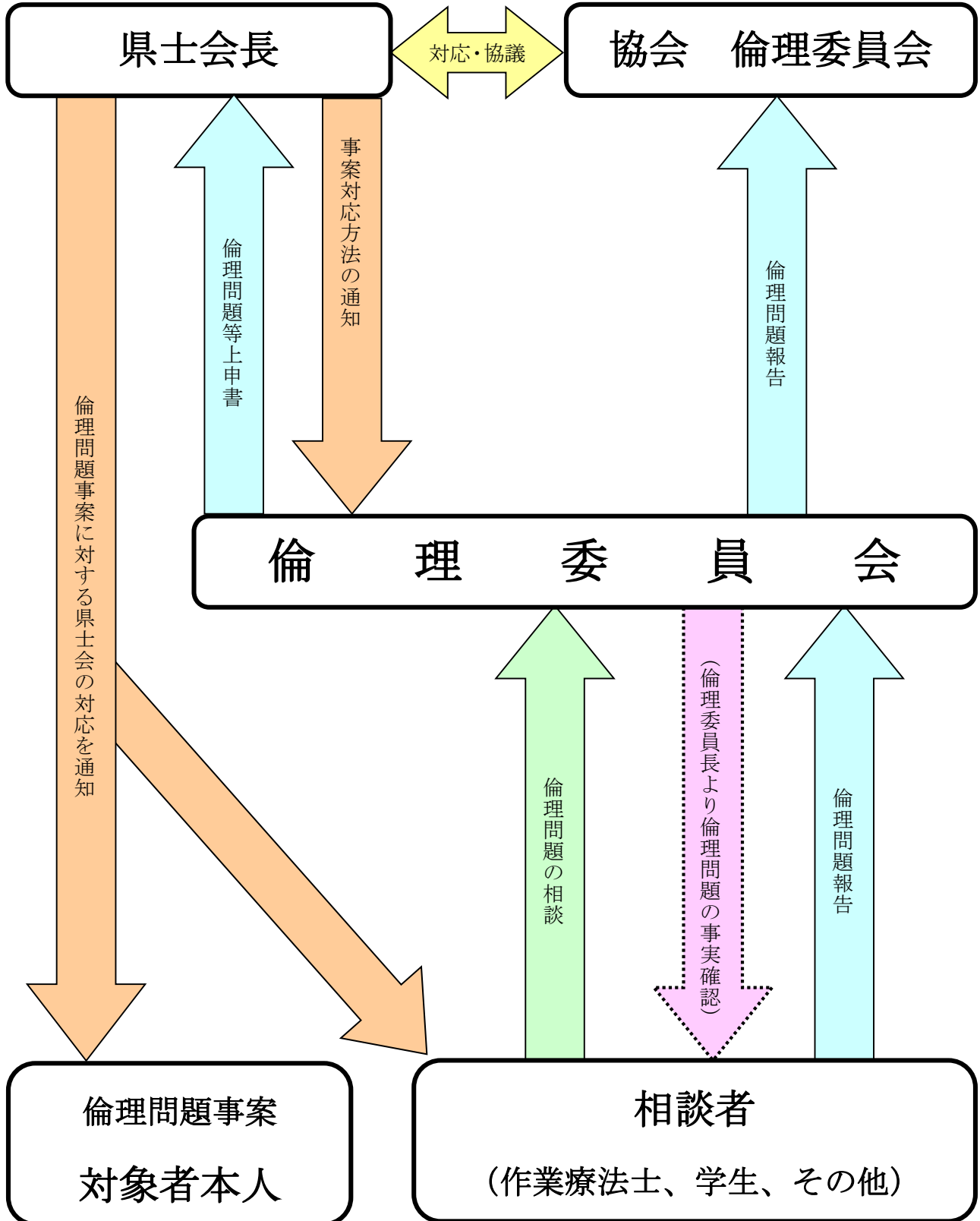
第16項 会員情報の管理

1. 会員の秘密を守る
2. 会員情報の漏洩防止
3. 不適切用語の使用禁止

附 則

1. この指針は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

倫理問題 フローチャート



公益社団法人 茨城県作業療法士会

倫理問題事案の取り扱いの流れ

1. 倫理問題相談窓口
 - ・ 事務局 倫理委員会
2. 相談の方法
 - ・ 相談者が直接倫理委員長宛に「倫理問題報告書」を提出する方法。
 - ・ 相談者が、倫理委員会に、電話・手紙・面接等で相談する方法。

※ 相談事案は、原則としてメールでは取り扱わない。また、特に個人・団体等が特定される内容のものについては、メールでは取り扱わない。
3. 倫理委員会は、相談を受けた場合、速やかに「倫理問題報告書」にまとめ、相談者から寄せられた手紙等の資料を添付して、倫理委員長宛に提出する。
4. 報告を受けた倫理委員長は、事実確認をし、各倫理委員に諮った上で、「倫理問題等上申書」として県士会長へ提出する。
5. 県士会長は、上申された事案に対する対応方法（調査・裁定等）を判断し、倫理委員会に通知する。
6. 倫理委員長は、日本作業療法士協会 倫理委員会へ事案を報告する。

【注意】

・ 事案に対する県士会対応に関しては、事案当事者と相談者に県士会長より通知される。

附 則

1. この取り扱いの流れは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. この取り扱いの流れは、平成 26 年 6 月 8 日から一部改定により施行する。

年 月 日

公益社団法人 茨城県作業療法士会
倫理委員長 殿

報告者名 _____

所 属 _____

連 絡 先 _____

(電話・FAX・メールアドレス等)

倫理問題報告書

この報告書に記載された内容は、公益社団法人 茨城県作業療法士会 倫理委員会規約によって保護されます。安心して、応えられる範囲内でご記入下さい。

1. 相談者に関する情報

職 業 ①作業療法士 ②その他 (_____)

所 属 _____

個人名 _____

2. 倫理規定に抵触すると思われる者の情報

職 業 ①作業療法士 ②その他 (_____)

所 属 _____

個人名 _____

3. 被害をこうむった者の情報

職業・職種等 ①作業療法士 ②学生 ③患者・対象者 _____

④その他 (_____)

所 属 _____

個人名 _____

4. 詳細をお書き下さい。手紙等の資料の添付 (有・無)

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

以下は、今後の対策に必要な情報になります。できるだけご記入をお願いします。

5. 相談者は、倫理規定等に抵触すると思われるものの所属する施設等へ報告しましたか？

(はい ・ いいえ)

- ・ 「いいえ」の方は、報告しなかった理由をご記入ください。

[]

- ・ 「はい」の方のみお答え下さい。(複数可)

- ・ 報告したのは、倫理規定等に抵触する者の所属する

[リハ科・部の長 作業療法(科、課)・学科・部の長 人事担当部署 施設長
その他 ()]

- ・ 何らかの対策がとられましたか？ (はい ・ いいえ)

- ・ 「はい」の方は、とられた対策についてご記入下さい。

[]

6. 被害等をこうむった者の所属する施設等へ報告しましたか？

(はい ・ いいえ)

- ・ 「いいえ」の方は、報告しなかった理由をご記入ください。

[]

- ・ 「はい」の方のみお答え下さい。(複数可)

- ・ 報告したのは、倫理規定等に抵触する者の所属する

[リハ科・部の長 作業療法(科、課)・学科・部の長 人事担当部署 施設長
その他 ()]

- ・ 何らかの対策がとられましたか？ (はい ・ いいえ)

- ・ 「はい」の方は、とられた対策についてご記入下さい。

[]

以上、上記の記載内容に相違ありません。

年 月 日

公益社団法人 茨城県作業療法士会
県士会長 殿

倫理委員会 委員長

倫理問題等上申書

この度、下記内容にて倫理問題報告書を提出致します。添付資料内容をご確認の上、対応方法の検討、倫理委員会への通知をお願いいたします。

報告・相談日時 : _____年 _____月 _____日

報告・相談者 : ①作業療法士 ②その他(_____)
氏名 _____

《 事案内容 》

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 自己を研鑽する | 9. 記録の整備・保管 |
| 2. 業務上の最善努力義務 | 10. 職種間の理解と協調 |
| 3. 誠実な対応 | 11. 教育（後輩育成） |
| 4. 人権尊重・差別の禁止 | 12. 報酬 |
| 5. 専門職上の責任 | 13. 研究倫理 |
| 6. 実践能力の維持・向上 | 14. インフォームド・コンセント |
| 7. 安全性への配慮・事故防止 | 15. 法の遵守 |
| 8. 守秘義務 | 16. 会員情報の管理 |

公益社団法人 茨城県作業療法士会
倫理問題の処理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 茨城県作業療法士会（以下、本会）が会員の関与する倫理問題に対して行う処理について定める。

(定義)

第2条 この規程において「倫理問題」とは、次の各号を原因として生じ、本会が把握するとなった事案をいう。

- (1) 会員の処分の種類に関する規程第3条(1), (2), (4)に該当する行為
- (2) 会員が受けた不正・不利益・不快感等を伴う行為
- (3) 会員が第三者として知り得た不正・不利益・不快感等を伴う行為

(倫理委員会)

第3条 本会は、次の各号に定める倫理問題の処理に関する義務を倫理委員会に行わせる。

- (1) 倫理問題の集約と整理
- (2) 個別の倫理問題に対する処理方針の決定
- (3) 理事会の決定を要しない倫理問題への対応
- (4) 理事会の決定を要する倫理問題の会長への上申

(調査委員会)

第4条 倫理委員会から倫理問題の上申を受けた会長は、当該事案の詳細を調査するために調査委員会を設置することができる。

(処理の決定)

第5条 倫理委員会から上申された倫理問題は、調査委員会の調査を経た上で会長が理事会に諮り、理事会がその処理を決定する。

2. 会員の処分を伴う事案の場合、その種類と内容については、会員の処分の種類に関する規程に定める。

(不服申請の手続)

第6条 理事会が会員の処分を決定した場合、その処分の種類と理由は該当会員に速やかに通知され、不服申請の機会が与えられなければならない。

2. 不服申請は、通知があった翌日から起算して30日以内に、書面で会長に提出するものとする。また、該当会員が希望すれば、理事会において口頭で意見を述べるることができるものとする。
3. 不服申請が提出された場合、会長は調査委員会により再調査を行わなければならない。
4. 会長は再調整を経た上で再度理事会に諮り、理事会は処分を最終決定する。この決定を覆すことはできない。

(処理の執行)

第7条 理事会で決定された処理の執行は、理事会がこれを行う。

2. 理事会が会員の処分を決定した場合、理事会はその内容を明記した会長名の公文書を作成し、当該会員に通告するとともに、可及的速やかに執行するものとする。

(処理の通知)

第8条 理事会で決定された処理の内容については、理事会が倫理委員会と当該事案の関係者に通知する。

2. 理事会で決定された会員の処分の内容と当該会員については、すべての医療圏代表へ通達する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公益社団法人 茨城県作業療法士会
会員の処分の種類に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、本会）の会員の処分の種類について定める。

(対象者の範囲)

第2条 この規程を適用する対象者の範囲は、本会の正会員とする。但し、第4条1号に規定する除名については、退会した者であっても1年を限度にさかのぼってこの規程を適用することができる。

(対象となる行為)

第3条 本会は、会員が行った次の行為を処分の対象とすることができる。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法第四条一、二及び四号に該当する行為
- (2) 本会倫理綱領又は作業療法士の職業倫理指針に抵触する行為
- (3) 会費の滞納
- (4) その他本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為

(処分の種類)

第4条 処分の種類は次のとおりとする。

(1) 除名

定款第10条に基づき除名する。本会は対象者の氏名を公表した上で、対象者に係る一切の会員情報を本会の公式データから抹消する。復会は、これを認めない。

(2) 退会

理事会の権限において退会の処理を行う。対象者は復会することが可能であるが、退会処理後復会できるまでの期間は、理事会がその都度定める3年以上の期間とする。復会に際しては改めて入会審査を行う。

(3) 譴責

問題の所在を明らかにして対象者の責任を指摘し、同様の問題を繰り返さないよう厳しく戒め、始末書の提出を求める。

(4) 戒告

同様の問題を繰り返さないよう厳しく注意する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成26年6月8日から一部改定により施行する。